

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営における健全性と透明性を高め、会社の持続的な成長と高い収益力を追求するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な諸施策を迅速に実施していくことが重要と考えており、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最優先課題の一つに掲げております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4. 政策保有株式】

当社は、株式の政策保有につきましては、相互の企業連携が高まることで、企業価値向上につながる企業の株式を対象とすることを基本方針としております。保有する株式については、毎年取締役会において、個別銘柄ごとに保有によるリターンが資本コストに見合っているかを精査し、事業上の関係や企業価値向上の効果などを総合的に勘案して検証を行うこととしております。検証にて保有の意義が希薄と判断される株式については縮減を検討してまいります。なお、本年の取締役会において全ての株式について保有の妥当性があることを確認いたしました。

また、当該株式の議決権行使につきましては、議案の内容が発行会社の企業価値や株主利益の向上に資するか否かを判断基準とし、株主価値を毀損するような議案に対しては肯定的な行使は行いません。

【原則 1-7. 関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には会社法並びに取締役会規程に基づき、取締役会にて決議を行うこととしております。また当社が主要株主と取引を行う場合については取引の重要性を判断の上、必要に応じて取締役会にて決議を行うこととしております。

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、規約型確定給付企業年金制度を採用しています。企業年金の積立金の管理及び運用は、複数の運用受託機関と契約を締結し、総合収益を安定的に確保する観点から、大方の資産は一般勘定での運用を委託しております。

各運用受託機関より、定期的に運用実績等の報告・説明を受け、適切にモニタリングを行っております。また、個別の投資先選定や議決権行使等も同機関へ一任することにより、企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じないようにしております。

なお、上記運用にあたっては、社内の複数の専門部署が連携して行う体制としておりますが、担当者に対しては各種研修への参加等により専門教育を実施し、アセットオーナーとしての資質の向上に努めております。

【原則 3-1. 情報開示の充実】

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

(1) 企業理念、経営ビジョン

■ 企業理念

タカラスタンダードにとって大切な3つの“Standard(スタンダード)”

「Living Standard(住生活水準)」

タカラスタンダードは、「水まわり設備機器」と「ホーロー技術」の進化を通じて、より多くの人々がより心地よい暮らしを楽しめるようにお手伝いします。

「Ethical Standard(倫理規範)」

タカラスタンダードは、「社会との調和」、「社員の幸せ」、「環境への配慮」を大前提に、持続的な利益成長の実現を目指します。

「Quality Standard(品質基準)」

タカラスタンダードは、お客様の「信頼」が最も重要な会社の資産であると考え、製品・サービスの品質向上をすべてに優先させます。

■ 長期ビジョン

当社グループは将来のありたい姿として、以下の長期ビジョンを掲げ、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

「ホーローと共に、光り輝く魅力ある企業へ」

- ・「独自性」を追求し、特別な価値を提供する企業
- ・「新たな事業領域」に挑戦し、顧客を創造する企業
- ・「働きがい」「生きがい」のある企業
- ・社会から「信頼・尊敬」される企業

(2) 経営計画

当社グループは、長期ビジョンの実現に向けて、2023年度を最終年度とする「中期経営計画2023」を策定しております。

目標とする経営指標

持続的な成長を目指し、収益性を重視するとともに、資本効率の向上を図ってまいります。売上高は2019年度の2,000億円水準への回復、営業利益率については収益力の強化を図り、7%水準を目指してまいります。

また、配当性向については、株主還元の一層の充実を図り、更なる向上に努めてまいります。

基本戦略

「国内水回り事業における収益構造改革」を実行し、稼ぐ力を強化するとともに、「新たな事業の創出」や「研究開発・生産技術の進化」にも積極的に取り組み、独自性の追求を図ってまいります。

また、社会から信頼・尊敬される企業の実現に向け、「ESG経営基盤の強化」「顧客起点による品質の向上」を推し進めてまいります。

上記に加え、社内の「ワークスタイル変革」により人事制度・社内風土を改革し、組織力を強化するとともに、ワークライフバランスの実現を図ってまいります。

2.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

3.経営陣幹部と取締役の報酬決定

<方針>

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、会社業績と職責を反映させた体系とし、固定報酬である基本報酬と短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬(賞与)の2種類で構成しております。社外取締役の報酬は、役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

<手続き>

取締役の報酬については、客観性、透明性を確保する為、半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会が株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、審議を行い、取締役会が決定することとしております。

4.経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名

<方針>

経営陣幹部、取締役候補者については、経営判断に必要な多様な知識・経験・能力を有した人材をバランスよく選定しております。

監査役候補者については、会社経営に関する豊富な経験・見識、財務・会計・法務に関する知見等を有した人材を選定しております。

<手続き>

経営陣幹部、取締役候補者については、客観性、透明性を確保する為、半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会にて審議を行い、取締役会が決定することとしております。

監査役候補者については、方針に基づき、社長、人事担当取締役が起案し、監査役会の同意を得た上で、取締役会が決定することとしております。

5.個々の選解任・指名についての説明

個々の選解任理由について、社外取締役・社外監査役については、本報告書及び株主総会参考書類に記載しております。

また取締役・監査役については、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則 4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

当社は「取締役会規程」において、経営の基本方針及び基本計画に関する事項と法令に定められた事項を取締役会の決議事項として定めております。取締役会で決議された方針に基づき、各案件につきましては担当執行役員が業務執行を行っております。

【原則 4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は社外取締役の選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、経営に対して率直で適切な助言、並びに、監督機能を果たしうる豊富な経験と資質を重視しております。

【補充原則 4-11-1】取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会の規模につきましては、定款において定めた取締役の定員の範囲内での適切な運営規模を確保しております。また取締役会の構成については、豊富な知識・経験・能力などから総合的に判断して選任した取締役と、広い視点からのアドバイス、監督を行なえる社外取締役で構成し、多様性を確保しております。

【補充原則 4-11-2】取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況

事業報告並びに有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則 4-11-3】取締役会全体の実効性について分析・評価した結果の概要

取締役会において、毎年1回、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、取締役会の実効性を高めるための改善につなげております。2020年度におきましては、取締役・監査役に対しアンケートを実施し、分析・評価を行いました。その結果、取締役会全体の実効性は概ね確保されているものと判断しております。

一方で、中期経営計画を中心とした成長戦略やリスクマネジメント、ESGについての議論の拡充、ならびに取締役会のweb開催における活発な議論を行える環境整備の必要性などの提言もなされており、これらの課題については今後の運営を通して改善を進め、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

【補充原則 4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は取締役・監査役に対して、経営判断に生かせるようなサポートや講習、幅広い知見を養う機会を設けております。また、法令の新設、大幅な見直しが行われる時に、必要に応じて外部機関による講習やセミナー等へ参加する機会を通じて、経営に必要な知識の習得や情報の取得に努めております。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために株主と対話を行い、当社の経営方針や財務状況等に関して理解を得て、信頼と正当な評価をされることが重要と認識しております。

そのため、IR担当役員のもと、財務部をIR担当部署として、IR担当者が株主との対話(面談)や投資家からの取材に対応しておりますが、面談の目的および内容の重要性に応じてIR担当役員にて対応を行っております。

また、IR担当役員や財務部を中心に本社各部署間で連携を図る体制とし、対話を通じて株主から頂いた意見・要望については、経営陣幹部にフィードバックを行い、課題を共有して対処してまいります。

投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとしております。また、インサイダー情報が外部に漏洩することのないよう、情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
タカラスタンダード持株会	12,693,218	17.36
タカラベルモントアセットマネジメント(株)	6,500,000	8.89
(株)日本カストディ銀行(信託口)	4,820,100	6.59
タカラスタンダード社員持株会	3,872,055	5.29
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,180,200	4.35
(株)みずほ銀行	2,918,017	3.99
(株)横浜銀行	2,723,394	3.72
日本生命保険(相)	2,045,028	2.80
(株)常陽銀行	1,620,000	2.21
(株)三菱UFJ銀行	1,529,958	2.09

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

2017年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、(株)みずほ銀行及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne(株)が2017年6月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の表は株主名簿に基づいて記載しております。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

(株)みずほ銀行

保有株券等の数 2,918,017株

株券等保有割合 3.95%

アセットマネジメントOne(株)

保有株券等の数 1,162,800株

株券等保有割合 1.57%

2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、日本生命保険(相)及びその共同保有者2社が2019年4月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の表は株主名簿に基づいて記載しております。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

日本生命保険(相)

保有株券等の数 2,514,028株

株券等保有割合 3.40%

ニッセイアセットマネジメント(株)

保有株券等の数 156,300株

株券等保有割合 0.21%

大樹生命保険(株)

保有株券等の数 1,166,000株

株券等保有割合 1.58%

2020年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、銀行等保有株式取得機構が2020年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の表は株主名簿に基づいて記載しております。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

銀行等保有株式取得機構

保有株券等の数 3,803,700株

株券等保有割合 5.14%

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)は、JTCホールディングス(株)及び資産管理サービス信託銀行(株)と合併し、2020年7月27日付で、(株)日本カストディ銀行に商号変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4 . 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5 . その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 源樹	他の会社の出身者											
橋本 健	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 源樹	○	——	高橋源樹氏は、事業会社で経営戦略の責任者を務めると共に、国内外で企業経営に従事するなど、企業経営に係る豊富な知識と経験を有しており、独立、公正な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できるとともに、当社の業務執行の監督等の役割に適任であると判断して社外取締役に選任しております。また、同氏は証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、かつ社外取締役の立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただけると判断し、独立役員に指定しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯田 和宏	○	――	飯田和宏氏は、弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験や他社における社外監査役の経験等を当社の監査に反映して頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏は証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、かつ社外監査役の立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただけると判断し、独立役員に指定しております。
近藤 裕	○	近藤裕氏は当社の取引銀行である株式会社みずほ銀行の業務執行に携わっておりますが、2013年8月以降は同行の業務執行に携わっておりません。同行は複数ある借入先の一つであり、当社の総資産に対する同行からの借入額も僅少であるため、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	近藤裕氏は、会社経営や金融機関における職務を通じて得られた豊富な経験、幅広い見識等を当社の監査に反映して頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏は証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、かつ社外監査役の立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただけると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2020年度の実績及び監査役の報酬等の総額は、取締役210百万円(8名)、監査役60百万円(5名)であります。
なお、支給人員には2020年6月26日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び社外監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬

当社は、指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえて、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、指名・報酬委員会が審議・答申していることから、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。当事業年度の報酬体系及び報酬額については、計5回の委員会開催による審議を経て、取締役会に答申しております。

取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の株主総会の決議により年額4億円以内(うち社外取締役分3千万円以内)としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち社外取締役2名)であります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりとなります。

(1) 報酬等の構成

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、会社業績と職責を反映させた体系とし、固定報酬である基本報酬と短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬(賞与)の2種類で構成しております。

社外取締役の報酬は、役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

なお、市場競争力を担保するため、毎年、外部機関の役員報酬に関する調査を用いて、個人別の報酬額の水準の妥当性を検証しております。

(2) 基本報酬

取締役役位及び兼務する執行役員役位に応じて設定し、毎月固定額を支給する金銭報酬としております。

(3) 業績連動報酬

取締役(社外取締役を除く)に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率であります。当該指標を選出した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためであります。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定しております。

取締役会長及び取締役社長の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定し、取締役(取締役会長、取締役社長及び社外取締役を除く)の業績連動報酬は上記指標の達成率及び経営課題への取組状況の定性評価を勘案して決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結売上高が1,880億円、連結営業利益が60億円、連結売上高営業利益率が3.2%であります。実績は連結売上高が1,921億円、連結営業利益が109億円、連結売上高営業利益率が5.7%であります。

(4) 報酬等の割合

業績指標のうち連結売上高、連結営業利益の目標に対する達成率、及び連結売上高営業利益率の各々に対応する評価ランクが標準ランクである場合に、基本報酬70%、業績連動報酬30%となるように設定しております。

(5) 第三者への委任に対する事項

取締役(取締役会長、取締役社長及び社外取締役除く)の個人別の報酬の決定を取締役社長に委任するものとし、委任する権限の内容は業績連動報酬の定性評価を踏まえた具体的な内容の決定としております。

2. 監査役の報酬

監査役(社外監査役含む)の報酬は、役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

監査役の報酬額は、2016年6月29日開催の株主総会の決議により年額7千万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内でそれぞれの監査役の職務と責任に応じて、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部を窓口として各種連絡業務を実施しており、取締役会、監査役会等の関連事項については経営企画部がサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 業務執行・監査の状況

当社の取締役会は、会社の経営戦略の決定と業務執行の監督を担っておりますが、激変する経営環境の変化に迅速かつ的確に対応すべく、執行役員制度を導入し、その役割と責任を明確にしておき、経営戦略決定の迅速化および監督体制・業務執行体制の強化を図っております。取締役会は取締役6名にて構成され、監査役4名も会社法第383条に基づいて出席して取締役の監督をおこなっております。業務執行は職務分掌や稟議事項・決裁権限などを定めた社内規程に則り、各役員ならびに部門長が責任をもって行う体制としております。尚、取締役の指名、報酬は客観性、透明性を確保する為、半数を社外取締役に構成する任意の指名・報酬委員会にて審議を行い、取締役会で決定することとしております。

また、当社グループ企業も親会社の主要会議に出席し、基本方針・基本政策を共有しています。
監査の状況としては、監査役会が定期的開催されており、監査計画にもとづく監査活動を実施しております。また内部監査部門である監査室が会計監査および業務監査を実施し、業務プロセスの適正性、効率性の追求を図っております。
顧問弁護士には法律上の相談を必要とする場合には適時アドバイスを受けております。

2. 会計士監査の状況

会計監査人としてアーク有限責任監査法人と、監査契約を締結し、当社グループの監査を実施しております。
2020年度において業務を執行した公認会計士については下記のとおりであります。

(1)公認会計士の氏名 指定有限責任社員業務執行社員 岡野 芳郎
指定有限責任社員業務執行社員 伊藤 宏範

(2)監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 7名、公認会計士試験合格者 4名、その他 1名

(3)監査報酬の内容

当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人に対する報酬
監査証明業務に基づく報酬32百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として、監査役4名のうち、社外監査役を2名選任して、公正中立的立場からの監視を実施しており、経営の監視機能は十分に機能する体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を東京証券取引所及び当社ホームページにより公表しております。
その他	当社ホームページにおいて株主総会招集通知を掲載しております。株主総会においては、事業報告の内容等についてビジュアル化し、株主に対して分かり易く説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、決算短信、株主総会招集通知などの情報を掲載しております。 (https://www.takara-standard.co.jp)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社ホームページにおいて中期経営計画、決算短信(連結等)、株主総会招集通知を掲載し、経営方針や企業業績等の情報提供を行っております。また東京証券取引所において適切な開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備する。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、経営における健全性と透明性を高め、会社の持続的な成長と高い収益力を追求するために、経営上の組織体制や仕組みを整備するものとし、法令および定款に立脚した社内規程ならびに各種マニュアルに基づき、それぞれの職務を適正に執行するものとする。

また当社は、内部監査部門として「監査室」を置き、当社および子会社の事業活動全般にわたり業務監査を実施し、業務プロセスの適正性やその有効性、社内規程・ルールへの遵守状況等について調査・指導を行なう。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内規程に則り、文書などの保存・管理を行なう。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社の所管業務に付随するリスク管理は各部門長が責任をもって行なうものとし、全社的・組織横断的な業務プロセスに係るリスクは、相互牽制機能を持つ組織や規程により制度としてチェック・対応できる体制としている。

なお、重大な災害や事故が発生した場合は、社長が「緊急対策会議」を招集し迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行なう。また、業務執行体制の強化と意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入し、その役割と責任を明確にしている。

当社および子会社の職務執行については、職務分掌や稟議事項・決裁権限などを定めた社内規程に則り、各役員ならびに部門長が自己の分掌範囲について責任をもって行なう体制とする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体を一体化した制度・規程で運営し業務の適正水準を確保している。また、子会社は当社の主要会議に出席し、基本方針・基本政策を共有している。なお、業績については定期的に、業務上重要な事象が発生した場合は都度、当社へ報告する体制としている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて内部監査部門である監査室がこれを補佐する。補佐する業務に関しては、取締役の指揮命令を受けない。

(7) 監査役への報告体制、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役に対しては、取締役会への出席により重要な業務の執行状況について報告を受ける体制を採っている他、監査室による内部監査状況の概要報告を適時行なう。また、当社および子会社の取締役および使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実等を知った場合は、速やかに監査役にこれを報告するものとし、その報告を行なった者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行なわないものとする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において生ずる費用等の処理については、速やかに処理を行なう。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、速やかに警察等関連機関と連携し、組織的な対応をもって不当な要求を断固排除いたします。

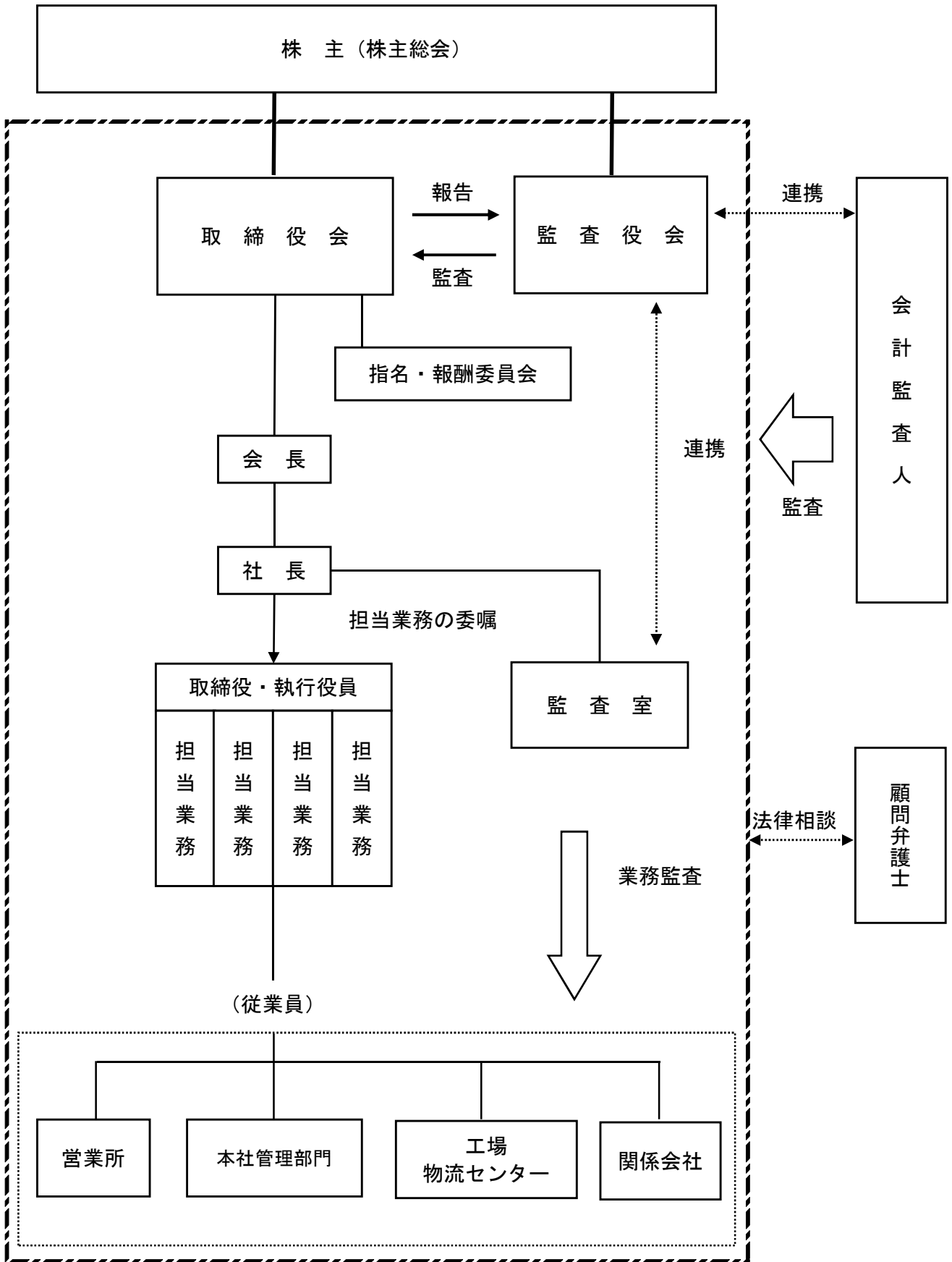
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

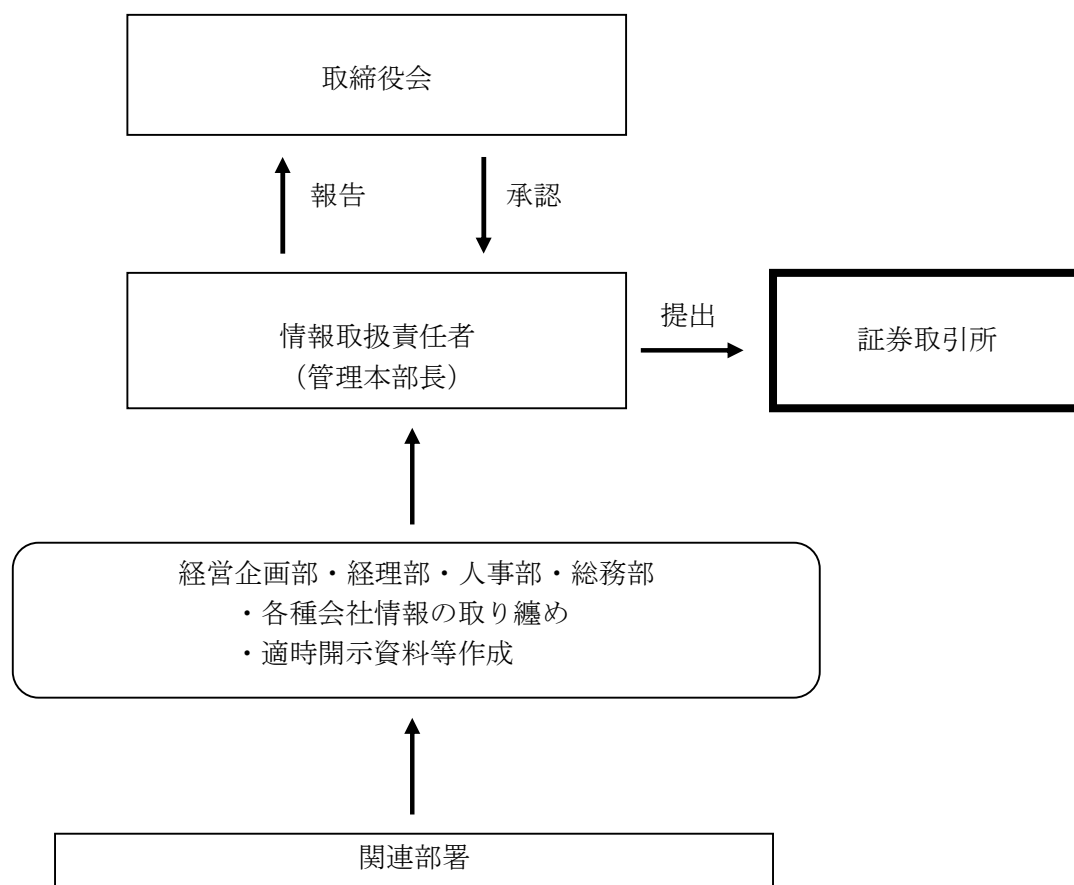
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】



当社は、株主等の投資家・取引先・地域社会等が必要とする情報につき、関係諸法令に従い、適切な時期及び方法により正確な情報開示を行っております。